

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	日鐵商事株式會社
【英訳名】	NIPPON STEEL TRADING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今久保 哲大
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)6225-3505
【事務連絡者氏名】	財務部 経理チームリーダー 岩田 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)6225-3505
【事務連絡者氏名】	財務部 経理チームリーダー 岩田 博
【縦覧に供する場所】	日鐵商事株式會社 大阪支店 (大阪市中央区今橋四丁目1番1号) 日鐵商事株式會社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成23年6月28日に開催しました第34回定時株主総会における議決権行使結果を、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づいて提出するものであります。

なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

①期末配当に関する事項

1. 総額金729,924,395円（うち、普通株式672,724,395円、種類株式B57,200,000円）
2. 当社普通株式1株につき金5円
3. 当社種類株式B1株につき71円50銭
4. 効力発生日 平成23年6月29日

②種類株式B取得積立金の積立に関する事項

1. 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 4,000,000,000円
2. 増加する剰余金の項目及びその額
種類株式B取得積立金 4,000,000,000円

第2号議案 自己株式（種類株式B）取得の件

①取得する株式の種類及び種類ごとの数

当社種類株式B 40万株

②株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額

金4,000,000,000円

③株式を取得することができる期間

平成23年6月28日開催の第34回定時株主総会の終結の時から平成23年9月30日まで

第3号議案 定款一部変更の件

①提案の理由

1. 取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮。

2. 剰余金の配当等の決定機関にかかる規定の新設

機動性を確保する観点から、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施することができるよう、変更後定款第40条として新設。

②変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (優先配当金) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主 (以下「種類株主B」という。) 及び種類株式Bの登録株式質権者 (以下「種類登録株式質権者B」という。) に対し、普通株式を保有する株主 (以下「普通株主」という。) 及び普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、剰余金の配当 (以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。) を行うものとする。 優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率 (以下「6ヶ月物円TIBOR」という。) に1パーセントを加えた利率を乗じた金額 (以下「優先配当基準金額」という。) とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額 (以下「分配可能額」という。) のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。 当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。 当社は、第40条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</p>	<p>第1条～第11条 (同左)</p> <p>第12条 (優先配当金) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主 (以下「種類株主B」という。) 及び種類株式Bの登録株式質権者 (以下「種類登録株式質権者B」という。) に対し、普通株式を保有する株主 (以下「普通株主」という。) 及び普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、剰余金の配当 (以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。) を行うものとする。 優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率 (以下「6ヶ月物円TIBOR」という。) に1パーセントを加えた利率を乗じた金額 (以下「優先配当基準金額」という。) とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額 (以下「分配可能額」という。) のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。 当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。 当社は、第41条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</p>
<p>第12条の2～第21条 (略)</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</u>定時株主総会の終結の時までとする。 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第38条 (略)</p>	<p>第12条の2～第21条 (同左)</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後最初に開催される</u>定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削る)</p> <p>第23条～第38条 (同左)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条 (期末配当及び中間配当) <u>剰余金の配当は、3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うものとする。</u></p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第41条 (略)</p>	<p>第6章 計 算 等</p> <p>第39条 (同左)</p> <p><u>第40条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第41条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削る)</p> <p>第42条 (同左)</p>

〈追加の再変更案〉

①提案の理由

種類株式Bの取得・消却にともなう発行可能株式総数の変更。

②変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (株式の種類及び発行可能株式総数)</p> <p>当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式 (以下「種類株式B」という。) を発行することができる。</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,280万株</u>とし、このうち2億3,200万株は普通株式、<u>80万株</u>は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第6条 (株式の種類及び発行可能株式総数)</p> <p>当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式 (以下「種類株式B」という。) を発行することができる。</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,240万株</u>とし、このうち2億3,200万株は普通株式、<u>40万株</u>は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、今久保哲大、山口和夫、横山雄治、齋藤晴洋、玉川明夫、植村明男及び今林靖博を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、渡辺行雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	112,642	83	43	(注)1	可決 (96.12%)
第2号議案 自己株式 (種類株式B) 取得の件	112,651	64	43	(注)1	可決 (96.14%)
第3号議案 定款一部変更の件	106,514	6,211	43	(注)2	可決 (90.89%)
第4号議案 取締役7名選任の件					
今久保哲大	111,661	1,107	0	(注)3	可決 (95.28%)
山口 和夫	112,584	184	0	(注)3	可決 (96.07%)
横山 雄治	112,597	171	0	(注)3	可決 (96.08%)
齋藤 晴洋	112,599	169	0	(注)3	可決 (96.08%)
玉川 明夫	112,595	173	0	(注)3	可決 (96.08%)
植村 明男	112,585	183	0	(注)3	可決 (96.07%)
今林 靖博	112,599	169	0		可決 (96.08%)
第5号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
渡辺 行雄	111,261	1,507	0		可決 (94.94%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる普通株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上